

說苑



市「町村」道路線認定變更及

廢止手續 (二)

梅田三郎平

第二章 道路の廢止と其の處分手續

茲に道路の廢止とは道路本來の生命たる一般公共性を喪

失した道路に對し道路法の適用を廢止せんとする

行政處分である。故に道路が本來の主命たる一般

交通の用を爲さざるに至りたること又は他に公共

性を有する道路存したる爲め既設の道路の存置を

必要とせざるに至りたる事實が存すること、尙ほ

斯る道路に對し道路法の適用を廢止すると云ふ二

つの條件が必要である道路が右の如く廢止せらる

ゝ場合は次の三つとする。

一、道路の廢止によるもの

既設道路が道路網の立場から全く不必要となりたる場

合であつて、例へば迂回山道が隧道の開鑿により不用に

期す場合とか堤塘施設したる爲海濱に沿ひたる道路が河川敷内となり、全く不用に期す場合がある。

其の他區劃整理、耕地整理により計畫路線が完成し爲めに既存道路が不用となる場合も少くない。

二、路線の認定變更によるもの

路線の認定變更とは起點終點經過地の内其の一部が變更せられるのであつて道路の區域の變更とは異なるものである(前述参照)此の場合は既存道路の一部に代つて新に道路を構成せられるのであるから其の當該部分は不用となること明らかである。

三、道路の區域の變更によるもの

道路の區域を變更したるときは變更により道路區域より除外せられた部分は當然廢止せられる。

第一項 路線の廢止による道路の廢止

路線の廢止とは一路線の全部即ち道路の起點より終點に至る道路全體を廢止することを謂ひ一部分を廢止することは路線の認定變更である、従つて如何に長距離に互り道路

を廢止する場合でも道路の全部を廢止する場合でなければ路線の廢止とはならない。路線を廢止せんとするときには左の手續を履行せねばならぬ。

(1) 路線を廢止すべきや否やに付ては一般交通上並に道路政策上の點を充分に研究すること、若し之の研究を怠り素りに廢止するときは道路本來の生命を達成することを得ず依つて一般交通に甚なからざる支障を來すものである。従つて之れが決定には社會政策上又は産業振興上に及ぼす支障の程度を十分に研究することを怠つてはならぬ即ち道路管理者は客觀的多角的觀察を下し妥當的に決する様留意すべきである。若し路線の廢止を可なりとする場合は路線認定のときと同様市町村會に諮問することは道路法施行令第二條に明記するところである。然れども重要ならざるものと認むる場合「即ち道路法施行令第二條但書大正九年五月内務省發土第四三號土木局長通牒(前述参照)」は市町村會に諮問するの要はないことを規定して居る。斯る事項に

付ては勿論知事の認可も必要としないのである。

市町村會に諮問を爲し之が答申を得たるときは道路法第五十二條により知事の認可を受けねばならぬ。次に認可ありたるときは路線の廢止及道路の供用廢止の告示を爲すことは道路の路線認定の場合と同様である

(道路法施行令第四條第十一條告示事項は同令第六條)

様式第一號

第 號

市「町村」道路線廢止ノ件認可稟請

市「町村」道路線ヲ別紙調書ノ通り廢止致度候條御認可相成度關係書類相添此段及稟請候也

年月 日

何郡何市「町村」長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添付書類

一、理由書

二、路線廢止調書

三、路線圖(前述参照)

四、市町村會ニ對スル諮問書及其答申書謄本

(別紙)

理由書

(註) 廢止ノ理由ヲ詳記スルコト

(別紙)

路線廢止調書

路線名	延		計	起點	終點	重用路線 名及延長
	專用	重用				
市「町村」 道何號路	五〇〇〇米	一〇〇〇〇米	六〇〇〇〇米	大字甲字 一番地先	大字乙字 甲一〇〇番 地先	五號 〇五・〇〇 二五號 〇〇五・〇〇

(別紙)

市町村會ニ對スル諮問書謄本

議案第 號

道路法ノ規定ニ依リ市「町村」道路線ヲ別紙調書ノ通廢止セン
トス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

年月 日

何々市町村長 何 某

(別紙)

市「町村」道路線廢止調書

(註) 前記ト同様ニ作製スルコト

(別紙)

市町村會答申書謄本

本月何日付議案第何號ヲ以テ御諮問相成候市「町村」道路線廢止ノ件異議無之
右及答申候也

年月日

何々市町村會議長 何 某

何々市町村長 何 某殿

次は路線廢止の告示の様式であるが道路の共用を廢止の告示は路線變更に於て述べたる様式參照のこと。

何市「町村」告示第 號

高知縣知事ノ認可ヲ受ケ何年何月何日告示第何號ヲ以テ認定セル左記路線ヲ廢止ス

年月日

何市町村長 何 某

記

市町村道路 何號路線	起點 終點	重要經過地	摘要
大字甲字乙一番 地先 ○番地先	大字丙、丁		

是れで路線廢止に關する第一段の手續は終つたのである

が第二段の手續即ち路線を廢止によりて生じたる不用道路敷地の處分が残つて居る、此の處分に關しては手續不案内なる爲め往々に怠ることが多い。獨り市町村のみならず府縣に於ても之れを等閑に付し知らず識らず私人の所有地域に開墾せられ境界不明となり、これが爲め境界査定等餘分の手續が必要となつて來る、これは皆手續を怠ると云ふよりも手續が審かでない爲め等閑視する場合が多いから不用道路敷地處分の手續を明快に説明し置く必要がある。

(1) 處分停止期間(共用廢止告示の日より四ヶ月間)

處分停止期間とは不用道路敷地を處分することを停止した期間である、即ち道路法第六十二條第一項に基きて發したる大正八年十一月勅令第四七四號第一條第二條に依れば共用廢止の告示の日より四ヶ月間は其の儘と爲し置き從來の管理者に於て管理することを規定して居る、之の期間は不變期間であつて如何なる事由あるも管理者は之を短縮することが出來ない、従つて之の不變期間中

は道路敷地其他の附屬物は私權の行使が出来ないことは明かである(道路法第六十二條第二項)唯道路の附屬物に關しては監督官廳の認可ありたる時十五日迄に期間短縮し得る規定を認めたら過ぎない。これは處分の停止期間であるから新道の共用開始と同時に供用廢止したる舊道は一般交通を禁すべき施設を爲すことは妨げないものである。

(2) 期間經過後の手續

(イ) 廢止したる道路敷地が私人又は法人の所有であつたときは其の土地の所有者に還附する(大正八年十一月勅令第四七四號第四條)

(ロ) 官有財産として存置する必要がある場合は内務大臣に(前同條)還附する。

(ハ) 以上の手續を完了したる後尙ほ廢道敷地が存在するときは費用を負擔したる公共團體に交付する旨を

規定して居る(大正八年十一月勅令第四七四號)

様式第二號 (交付ヲ受クベキ公共團體ニ以上アル場合ノ手續)

不用物件交付ノ割合決定ニ關シ稟請

市「町村」道何號路線認定變更(廢止)ニ件ト不用ニ歸シタル道路敷地(又ハ附屬物橋材等)ヲ費用ヲ負擔シタル公共團體ニ交付致度候處費用ヲ負擔シタル公共團體二個有之候條左記割合ニ於テ交付致度稟請候也

年月日

何郡市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

記

路線名	不用ノ事由	面積	單價 (ニアル)	價額	交付セントスル面積及價額	何町村何町村	備考

路線名	不用ノ事由	種類	數量	單價	價額	交付セントスル物件價額	何町村何町村	備考

(3) 費用を負擔したる公共團體は町村會の決議を経て受入れの手續を爲し其の交付を受けるのである。受入れたる

廢道敷地は市町村財産であるから市「町村」制に則り處分すればよい譯けである。其の處分手續は左の如し。

第一に市町村會に附議すること（町村制第四〇條第一項第六號には「不動産ノ管理處分及收得ニ關スル事」は町村議會の議決すべきことを規定してゐる）右議決を経たるときは

第二に所管稅務署へ地番設定方を照會する。これに愈々廢止となるべき敷地が財産價値を得るに至る。

第三には拂下出願人に對し指令交付して賣渡すか又は借地人に貸付くる等の段取となる、以上の如く土地は有租地成の状態に復するのである。

第四に稅務署へ有租地成の通知をする、依つて市町村財産となりたる廢道敷地は完全に處分手續が完了した譯けである。

(4) 拂下を爲す場合は所有權移轉の登記をせねばならぬ。

其の手續は第一に保存登記をして第二に移轉登記をするのである。此の場合拂下を受くべき者より登記囑託申請

を提出せしむるのである、この囑託申請書には登録稅が必要であるから必ず拂下を受くる者をして納めさせることを怠れてはならぬ。

様式第三號

(一) 道路敷地と爲さん爲買收したる土地の所有權移轉

登記囑託書

(1) 既登記の土地

第 何 號

土地登記囑託書

一、不動産ノ表示

何那何市町村地内

大字	字 名	地 番	地 目	反 別	摘 要
					第 何 號 登記第 何 號 甲區順位 第 何 號 冊 第 何 號

二、登記原因及其日附 昭和何年何月何日買收ニ因ル

三、登記ノ目的 所有權移轉ノ登記

四、登記義務者ノ住所氏名 何那何市町村大字何何番地

何 某

五、登記權利者ノ名稱 内務省

六、附屬書類 賣渡證及登記承諾書各壹通

右ハ道路敷地トシテ國ニ取得シタルモノニ付キ登記相成度囑託候也

昭和何年何月何日

高知縣何郡市町村長

町村道管理者 何 某

何々區裁判所御中

(ロ) 未登記の土地

第何號

土地有有權保存登記囑託書 正副本

一、不動産ノ表示(前通)

二、登記ノ目的 所有權保存ノ登記

三、土地所有者 内務省

右ハ道路敷地トシテ國ニ取得シタルモノニ付キ登記相成度及囑託候也

昭和何年何月何日

高知縣何郡市町村長

町村道管理者 何 某

何々區裁判所御中

(二) 不用道路敷地として拂下せる場合の登記囑託書

(イ) 保存登記

土收發第何號ノ何

土地所有權保存登記囑託書 正副本

一、不動産ノ表示(前記参照)

二、登記ノ目的 所有權保存ノ登記

三、土地所有者 何市町村

右登記相成度及囑託候也

昭和何年何月何日

高知縣何郡市町村長 何 某

何々區裁判所御中

(ロ) 所有權登記

土收第何號

土地登記囑託書

一、不動ノ表示(前記参照)

二、登記ノ目的 拂下ニ因ル所有權移轉ノ登記

三、登記原因及日附 昭和何年何月何日拂下ニ因ル

四、登記權利者住所氏名 高知縣何郡市町村大字何何番地

五、登記義務者ノ名稱 何市町村

六、附屬書類 指令書壹通

何 某

七、土地標準ノ價格 金何圓也

八、登 録 税 金何圓何拾何錢

右登記相成度及囑託候也

昭和何年何月何日

高知縣何都市町村長 何 某

何々裁判所御中

第二項 路線の認定變更に依る道路の廢止

路線の認定變更による道路の廢止は所謂道路の一部の廢止である。路線の認定變更は路線の廢止の場合と同様

(1) 一般交通上から見て至當なるや否に付十分研究することが肝要である。

(2) 次に變更を可なりとした場合には道路法施行令第二條に依り市「町村」會へ諮問する、但し前述した通大正八年十一月勅令第四七四號により主要ならざるものと認むる場合は市「町村」會に諮問する、必要がないばかりでなく道路法第五十二條に依る知事の認可をも必要としないのである。市「町村」會に諮問を経て其の答申を得たときは知事の認可を受け、認可ありたるときは前述と同

様之が告示をする道路認定變更の場合は新設された部分の道路の區域の決定に付ても知事の認可を受けること當然である。廢止となりたる部分の供用廢止、新設道路の供用開始に關しては前述した様式に依り告示するのであるから速かに其の手續を履行せねばならぬ道路の認定變更により廢止となりたる部分に關する處分手續は路線の廢止の場合と同様である。

第三項 道路の區域變更による道路の廢止

道路の區域變更とは道路の區域の一部が廢止とせらるゝ場合であつて幅員を縮少する場合等に多く之が生ずるものである。この場合は道路の平面交通と云ふ點を十分調査研究した上、廢止すべきであつて單に一時的不必要である場合に之を廢止するが如きは絶対に避けねばならぬ、廢止するを可とするときは知事の認可を受け認可ありたるときは告示手續を爲す、又大正八年十一月勅令第四七四號に依る場合は市「町村」長は單に告示手續のみにて廢止することが出来る。廢止となりたる土地の處分は路線廢止に述べた

第四章 道路占用規程なき市「町村」道占用認可稟

請手續

道路占用を許可せんとするときは監督官廳の認可を必要とする但し占用規定の認可を受け制定しあるとき改めて個々の占用には認可を受ける必要がない。

様式第六號

道路占用許可に關し認可稟請

別紙寫ノ通り道路ノ占用出願有之調査候處支障無之ト被認候條許可致度此段及稟請候也

年月日

高知縣知事 何 某殿
何那市「町村」長 何 某

添付書類

一、申請書ノ謄本

二、許可又ハ承認ノ際付スヘキ命令條件

(別紙)

道路占用願

一、路 線 名 何 線

二、占用ノ箇所 何那何市町村大字何字何何番地先

說 苑

三、占用面積 何平方米 電柱何本鐵管何米

四、占用料 一箇年金何圓何拾何錢 但シ單價何程

五、占用目的 排水用ノタメ(配電線架設)

六、占用期間 許可ノ日ヨリ昭和何年何月何日迄

七、占用ノ方法 左記ノ通

八、圖 別紙ノ通(平面圖(六百分ノ一)ヲ添付ノ

コト但シ工作物ヲ施設スルモノニシテ重

要ト認ムルモノハ横斷面圖構造圖)

右占用仕度道路法第二十八條ニ依リ及出願候也

年月日

何那何市町村大字何字何何番地 何 某
市町村長 何 某殿

(注)(占用方法ハ詳細ニ記載スヘシ)

第五章 河川附屬物と兼用せる市「町村」道路工事に關する稟請手續

に關する稟請手續

茲に問題となる河川の附屬物とは堤塘、護岸等の如きを謂ひ市「町村」道を堤塘の天端を利用して施設するとか河川に沿ひたる市「町村」道に護岸を設置せんとせる場合には知事の認可を受けねばならぬ茲に河川とは河川法施行又

は準用する河川を指すものであるから其の他の河川に關しては認可を必要としないが土木工事取締令に依り其の手續をせねばならぬ。

様式第七號

第 何 號

河川附屬物と兼用せる市「町村」道路工事に關する件稟請
何號路線何郡市町村大字何字何何番地先（他の工作物の種類管理
者及河川名）府縣知事管理ニ屬スル河川附屬物堤塘

右河川附屬物ト兼用セル市「町村」道路工事ヲ兼用工作物管理者
タル府縣知事ニ執行致サセ度（維持セシメ度）關係書類相添ヘ此段
稟請候也

年 月 日

何郡市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添 付 書 類

- 一、工事施行理由書
- 二、工事（又ハ維持）ヲ爲サシムル時期及期間
- 三、工事計畫及經費（概算）
- 四、圖 面（平面圖（縮尺千分ノ一）工作物ヲ設ケル場
合ハ構造圖縱橫斷面圖（縮尺百分ノ一）

五、費用負擔ノ方法

六、維持ヲ爲サシムル場合

第六章 他の工事（又ハ行爲）に伴ふ道路工事並に

費用負擔に關する件稟請手續

道路法第二十五條には道路に關する工事の爲必要を生じたる他の工事は管理者道路に關する工事と共に之を執行することと規定し同第五十二條第一項第六號により監督官廳の認可を受けることになつて居るこの手續は左の通りである。

様式第八號

第 何 號

他ノ工事（又ハ行爲）ニ伴フ道路工事並ニ費用負擔ニ關ス

ル件稟請

市「町村」道何號路線何郡市町村大字何字何何番地先

河川工事（又ハ重要物運搬ニヨル道路損壞）

工事執行者（又ハ行爲者）高知縣知事（又ハ何郡市町村大字何字何何番地何某）

右附帶市「町村」道工事ノ原因ヲ與ヘタル高知縣知事（何某）ニ執行並費用負擔爲サシメ度關係書類相添此段及稟請候也

年月日

何那市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添付書類

一、工事施行ノ時期及期間

二、工事施行理由書

三、工事計畫及經費概算

四、費用負擔方法

五、圖 面「平面圖(縮尺千分ノ一)、工作物アルトキ

〔其構造圖縱橫斷面圖(縮尺百分ノ一)〕

第七章 賃取渡船(若ハ橋梁)設置許可の件稟請手續

道路は一般公共の用に供する爲めの營造物であるから通交税を課することは避けねばならぬ、然れども地方經濟上特別なる施設に對し巨額の經費を必要する場合には之れが財源を如何にするかと云ふことも研究せねばならぬのである、道路法は道路の種種施行即渡船橋梁に對して通交税を認めるに至つた。即ち道路法第二十七條「管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設ケルト得」とあり茲に特別の事由とは、橋梁又

は渡船場の設置に要する費用を起債に依り、その償還財源

は橋錢又は渡船に依るにあらざれば他に適當なる方法なし

と云ふ時に限ると解するが妥當である、従つて徵收期間の

如きも起債償還期間に限ることは勿論である、私人が橋錢

又は渡錢を設ける爲め橋梁又は渡船場を設けるときは管理

者の許可又は承認を受けることになつて居るが管理者たる

市「町村」長は私人より申請ありたるときは矢張知事の認

可を受けたる上私人に對し許可又は承認を爲すのである。

様式第九號

第 何 號

賃取渡船場「若ハ橋梁」設置許可ノ件稟請

市「町村」道何號路線何那何市町村大字何字何何番地先入會河川筋

右箇所ニ於テ賃取渡船場「若ハ橋梁」ヲ設置經營致度「旨出願

有之」調査候處支障無之ト被認候條御認可相成度關係書類相添此

段及稟請候也

年月日

何那市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添付書類

- 一、管理者ニ於テ經營シ得サル理由書
- 二、經營セムトスルモノ信用及資産狀態
- 三、許可ノ際付スヘキ命令條件
- 四、行政區劃ノ場合ノ管理者決定協議書謄本
- 五、申請書ノ謄本

〔別紙〕

申請書(書式)

賃取渡船場「若ハ橋梁」設置願
 市「町村」道何號路線 何郡市町村大字何字何何番地先 入會何川筋
 右箇所ニ於テ賃取渡船場「若ハ橋梁」ヲ設置致度關係書類相添
 此段及稟請候也

年月日

市町村大字何字何番地先 何 某

何市町村長 何 某殿

一、設置理由書

二、平面圖及縱橫斷面圖(平面圖縮尺千分ノ一 工作物ノ構造圖
 縱橫斷面圖ハ縮尺百分ノ一 船體構造圖)

三、工事方法書

四、工事着手及竣功期間

五、收支豫算説明書

六、既往五ヶ年收支精算明細書

七、渡船賃(又ハ橋賃)ノ額(種類毎ニ明細ニ記入スベシ)

八、徴收期間

九、元資銷却年次表

〔別紙〕

行政區劃ノ場合ノ管理者協議謄本

右記ノ箇所ニ於ケル管理者ヲ決定シ同日告示ス

市町村	道名	箇所	種類	管理區域	管理者
			例ハバ 渡船場	兩岸船付場設備 其全延長何米	何市町村長

芦の湖 坂本佐知

湖の波は岸に

ひたひた ひたひた

しづかな波の韻律はたえずして

蒼空にくきやかに

富士はましろたへ